

# 審査基準

基準の名称		
法令等名	根拠条項	許認可等・処分の概要
徳島県港湾施設管理条例	第9条 第2項	港湾施設における 占用又は使用許可期間延伸許可
基準の内容		
<p>港湾施設占用及び使用許可期間延伸許可審査基準</p> <p>条例第9条第2項に基づく港湾施設の占用及び使用の期間延伸しようとする場合にあつては、当該許可の期間満了の20日前までに、知事に申請しなければならない。また、次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ許可をしてはならない。</p> <p>(1) 港湾施設の占用許可の期間延伸許可を受けようとする者は、規則第5条に規定する港湾施設占用期間延伸許可申請書(様式第6号)を用い、使用許可の期間延伸許可を受けようとする者は、規則第5条に規定する港湾施設使用期間延伸許可申請書(様式第7号)を用い、所定の事項を漏れなく記入していること。</p> <p>(2) 港湾施設の占用又は使用許可の期間延伸許可を受けようとする者は、延伸しようとする理由を明確にしなければならない。</p> <p>(3) 港湾施設の占用又は使用許可の期間延伸許可を受けようとする者の行為の条件については港湾施設の占用又は使用許可審査基準にそれぞれ準ずる。</p> <p>標準処理期間20日</p>		